



2026 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代表取締役 CEO 兼 COO
代 表 者 社長執行役員
宮崎 富夫
(コード：7236 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員 経理財務管掌
木下 薫
電 話 番 号 03-3373-1101

株式給付信託（J-ESOP）に係る追加拋出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）に係る追加拋出に伴い、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 9 月 29 日（火）
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 570,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,444 円
(4) 処 分 総 額	823,080,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社グループの従業員への給付を行うために行われるものであり、当社グループに対する役務提供の対価として当社グループの従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月16日開催の取締役会の決議に基づき、本制度を導入しております。（本制度の概要につきましては、2022年3月14日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ」及び2022年5月16日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、当社は追加信託金額を信託財産として拠出する予定であり、処分代金の払込みに支障がないことを確認しております。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数 59,000,000 株に対し 0.97%（2026年3月31日現在の総議決権個数 564,360 個に対する割合 1.01%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2022年3月14日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、当社は2026年7月1日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記発行済株式総数及び総議決権個数は本株式分割を考慮した記載となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2026年9月29日

追加信託金額 823,080,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 570,000 株

株式の取得日 2026年9月29日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,444 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上